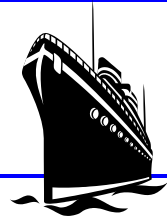


MSI Marine News

トピックス

●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご覧ください。(http://www.ms-ins.com/marine_navi/)

中型トラックを運転するには免許との適合を確認しましょう

本年7月、中型免許を所持しない運転者に、車両総重量5トンを超える中型トラックを運転させ、配送業務を行わせていた運送事業所管理者が、道路交通法違反の疑いで書類送検されるという事件が発生しました。

平成19年6月の道路交通法改正による運転免許制度の変更（中型免許の新設）以降、免許や車両要件の錯誤等により、意図せず無資格運転となってしまうケースもあり、運転者の所持する免許区分にて運転可能な車両区分と乗務する車両区分の適合状況について、免許証・車検証により確実に確認することが重要です。

ここでは、新旧の免許区分および適合する車両要件、また要件の一部をなす「車両総重量」や「最大積載量」等の概念につき、ご紹介します。

1. 道路交通法による車両区分

警察庁が所管する「道路交通に関する法律」（道路交通法）では、交通安全上の観点から、以下のように区分し、各車両区分に応じて運転免許資格を定めています。

平成19年6月の道路交通法の改正により「中型自動車」の区分が新設されました。

車両区分	現行の道路交通法	平成19年6月改正前の道路交通法
大型自動車	車両総重量11トン以上 最大積載量6.5トン以上 乗車定員30人以上	旧区分の「大型自動車」 車両総重量8トン以上・最大積載量 5トン以上・乗車定員11人以上
中型自動車	車両総重量5トン以上11トン未満 最大積載量3トン以上6.5トン未満 乗車定員11人以上30人未満	
普通自動車	上記およびその他区分のいずれにも 該当しない自動車	旧区分の「普通自動車」 車両総重量8トン未満・最大積載量 5トン未満・乗車定員10人以下
その他の区分	大型特殊自動車・大型自動二輪車・普通自動二輪車・小型特殊自動車	

2. 運転免許の種類

「中型免許」の新設により、平成19年6月2日以降に取得した「普通免許」では、車両総重量5トン以上の中型自動車の運転資格を満たさないことに注意が必要です。

なお、改正前に取得した「普通免許」は、更新により「中型免許（8トンに限る）」となり、適合車両要件は旧制度での「普通自動車」（車両総重量8トン未満・最大積載量5トン未満・乗車定員10人以下）と変更ありません。

（下表中のトン数は「車両総重量」）

改正前の車両区分	普通自動車	大型自動車	
現行の車両区分	普通自動車	中型自動車	大型自動車
改正前の免許区分	普通免許 (8トン未満)	大型免許 (8トン以上)	
現行の免許区分	普通免許 (5トン未満)	中型免許	大型免許 (11トン以上)

（※）詳細は管轄官庁HP等にてご確認ください。

改正によって運転資格を
満たさなくなった部分

3. 車両総重量と最大積載量

車両区分の要件をなす重要な項目につき、以下の通りご説明します。

車両総重量	「車両重量（※）」＋「乗車定員×55KG」＋「最大積載量」 （※）「車両重量」：キャブとシャシと架装の重量の合計 （燃料・水など既定の全量を含む、走行可能な状態にある車両自体の重量）
最大積載量	当該車両に積載可能な荷物の最大重量

トラックの「最大積載量」は、法定の「車両総重量」や、設計上の「車両重量」・「乗車定員」等により、車両ごとに決まります。クレーンやテールゲートリフター・ウイング等の架装により「車両重量」が増すと、自ずと減少します。

中型トラックは、一般に「4トントラック」と呼ばれることがありますが、これは「最大積載量」が4トンであるよう設計されていることを意味するのではなく、改正前の道路交通法において、「車両総重量」が8トン未満になるよう製造されていた中型トラックが、一般的に4トン程度の荷物を積載できたことに由来する通称であり、架装の重量が大きくなり「車両重量」が増加すると、必ずしも4トンの荷物を積載できるわけではありません。

また、現在は道路交通法の改正により、中型自動車の「車両総重量」は11トン未満となっており、4トン以上積載可能な中型トラックも製造されています。

4. 無資格運転の危険性

無資格運転は、交通安全等を脅かす重大事故の危険性を増し、刑事処分や行政処分の対象となり、お客様の業務・経営に深刻な影響を及ぼす危険があるほか、保険約款の規定する免責条項に該当し、事故発生時に保険から十分な補償を受けられない場合もあるためご注意ください。

<参考文献一覧>

国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/>

警察庁HP <http://www.npa.go.jp/>

警視庁HP <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/index.htm>

全日本トラック協会HP <http://www.jta.or.jp/>

以 上